ウ　細川安太郎は，昭和28年，本件土地１及び４に係る固定資産税の負担を解消するため，砂川町（同33年７月の市制施行により市となる。以下「町」という。）に同土地の寄附願出をした。町は，同28年３月の町議会において，同土地の採納の議決及び同土地を祠等の施設のために無償で使用させるとの議決をし，同月29日，細川安太郎からの寄附に基づきその所有権を取得した。

エ　本件町内会（当時の名称は空知太部落連合会）は，昭和45年，市から補助金の交付を受けて，本件各土地上に地域の集会場として本件建物を新築した。これに伴い，本件町内会は，市から本件土地１及び４に加えて本件土地３（同土地は同年９月に地元住民である細川ハクらから市に寄附された。）を，北海土地改良区（以下「改良区」という。）から本件土地２及び５を，いずれも本件建物の敷地として無償で借用した。そして，建物の建築に伴い，本件土地１及び４上にあった従前の本件神社の施設は，本件祠及び地神宮を除き取り壊され，建物内の一角に祠が移設され，本件土地１上に本件鳥居が新設された（なお，従前存在した鳥居は取り壊されたことがうかがわれる。）。

オ　平成６年，市は，改良区から，本件土地２及び５をそれぞれ代金500万2321円及び143万8296円で買い受けた。

カ　以上の過程を経て，本件各土地は，すべて市の所有地となり，現在，本件建物，鳥居及び地神宮の敷地として無償で提供されている。

３　原審は，上記事実関係等の下において，次のとおり判示して，上告人が本件町内会に対し本件神社物件の撤去請求をすることを怠る事実が違法であることを確認する限度で被上告人らの請求を認容すべきものと判断した。

⑴　本件神社物件及び本件建物は宗教施設としての性格が明確で，本件利用提供行為は，市が特定の宗教上の組織との間にのみ意識的に特別のかかわり合いを持つものであり，一般人に対し市が特定の宗教に特別の便宜を与えているとの印象をもたらすものであって，我が国の社会的，文化的諸条件に照らして相当とされる限度を超え，憲法20条３項にいう宗教的活動に当たり，同項に違反し，憲法20条１項後段及び89条の政教分離原則の精神に明らかに反するものというべきである。

⑵　被上告人らは，上告人が本件利用提供行為に係る使用貸借契約を解除して本件建物及び本件神社物件の収去及び土地明渡請求をしないことが違法であると主張するところ，上記の憲法違反の状態は，上記契約を解除しなくとも，本件神社物件を撤去させることによって是正することができるものであるから，上記契約を解除するまでの必要は認められないが，市が本件町内会に対しその撤去を請求しないことは，違法に本件土地１及び２の管理を怠るものというべきである。

第２　上告代理人新川生馬，同朝倉靖の上告理由について

論旨は，本件神社物件の宗教性は希薄であり，町又は市が本件土地１及び２を取得したのは宗教的目的に基づくものではないなどとして，本件利用提供行為は政教分離原則を定めた憲法の規定に違反するものではないというものである。しかしながら，本件利用提供行為は憲法89条に違反し，ひいては憲法20条１項後段にも違反するものであって，論旨は採用することができない。その理由は，次のとおりである。

１　憲法判断の枠組み

憲法89条は，公の財産を宗教上の組織又は団体の使用，便益若しくは維持のため，その利用に供してはならない旨を定めている。その趣旨は，国家が宗教的に中立であることを要求するいわゆる政教分離の原則を，公の財産の利用提供等の財政的な側面において徹底させるところにあり，これによって，憲法20条１項後段の規定する宗教団体に対する特権の付与の禁止を財政的側面からも確保し，信教の自由の保障を一層確実なものにしようとしたものである。しかし，国家と宗教とのかかわり合いには種々の形態があり，およそ国又は地方公共団体が宗教との一切の関係を持つことが許されないというものではなく，憲法89条も，公の財産の利用提供等における宗教とのかかわり合いが，我が国の社会的，文化的諸条件に照らし，信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超えるものと認められる場合に，これを許さないとするものと解される。

国又は地方公共団体が国公有地を無償で宗教的施設の敷地としての用に供する行為は，一般的には，当該宗教的施設を設置する宗教団体等に対する便宜の供与として，憲法89条との抵触が問題となる行為であるといわなければならない。もっとも，国公有地が無償で宗教的施設の敷地としての用に供されているといっても，当該施設の性格や来歴，無償提供に至る経緯，利用の態様等には様々なものがあり得ることが容易に想定されるところである。例えば，一般的には宗教的施設としての性格を有する施設であっても，同時に歴史的，文化財的な建造物として保護の対象となるものであったり，観光資源，国際親善，地域の親睦の場などといった他の意義を有していたりすることも少なくなく，それらの文化的あるいは社会的な価値や意義に着目して当該施設が国公有地に設置されている場合もあり得よう。また，我が国においては，明治初期以来，一定の社寺領を国等に上知（上地）させ，官有地に編入し，又は寄附により受け入れるなどの施策が広く採られたこともあって，国公有地が無償で社寺等の敷地として供される事例が多数生じた。このような事例については，戦後，国有地につき「社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律」（昭和22年法律第53号）が公布され，公有地についても同法と同様に譲与等の処分をすべきものとする内務文部次官通牒が発出された上，これらによる譲与の申請期間が経過した後も，譲与，売払い，貸付け等の措置が講じられてきたが，それにもかかわらず，現在に至っても，なおそのような措置を講ずることができないまま社寺等の敷地となっている国公有地が相当数残存していることがうかがわれるところである。これらの事情のいかんは，当該利用提供行為が，一般人の目から見て特定の宗教に対する援助等と評価されるか否かに影響するものと考えられるから，政教分離原則との関係を考えるに当たっても，重要な考慮要素とされるべきものといえよう。

そうすると，国公有地が無償で宗教的施設の敷地としての用に供されている状態が，前記の見地から，信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超えて憲法89条に違反するか否かを判断するに当たっては，当該宗教的施設の性格，当該土地が無償で当該施設の敷地としての用に供されるに至った経緯，当該無償提供の態様，これらに対する一般人の評価等，諸般の事情を考慮し，社会通念に照らして総合的に判断すべきものと解するのが相当である。

以上のように解すべきことは，当裁判所の判例（最高裁昭和46年（行ツ）第69号同52年７月13日大法廷判決・民集31巻４号533頁，最高裁平成４年（行ツ）第156号同９年４月２日大法廷判決・民集51巻４号1673頁等）の趣旨とするところからも明らかである。

２　本件利用提供行為の憲法適合性

⑴　前記事実関係等によれば，本件鳥居，地神宮，「神社」と表示された会館入口から祠に至る本件神社物件は，一体として神道の神社施設に当たるものと見るほかはない。

また，本件神社において行われている諸行事は，地域の伝統的行事として親睦などの意義を有するとしても，神道の方式にのっとって行われているその態様にかんがみると，宗教的な意義の希薄な，単なる世俗的行事にすぎないということはできない。

このように，本件神社物件は，神社神道のための施設であり，その行事も，このような施設の性格に沿って宗教的行事として行われているものということができる。

⑵　本件神社物件を管理し，上記のような祭事を行っているのは，本件利用提供行為の直接の相手方である本件町内会ではなく，本件氏子集団である。本件氏子集団は，前記のとおり，町内会に包摂される団体ではあるものの，町内会とは別に社会的に実在しているものと認められる。そして，この氏子集団は，宗教的行事等を行うことを主たる目的としている宗教団体であって，寄附を集めて本件神社の祭事を行っており，憲法89条にいう「宗教上の組織若しくは団体」に当たるものと解される。

しかし，本件氏子集団は，祭事に伴う建物使用の対価を町内会に支払うほかは，本件神社物件の設置に通常必要とされる対価を何ら支払うことなく，その設置に伴う便益を享受している。すなわち，本件利用提供行為は，その直接の効果として，氏子集団が神社を利用した宗教的活動を行うことを容易にしているものということができる。

⑶　そうすると，本件利用提供行為は，市が，何らの対価を得ることなく本件各土地上に宗教的施設を設置させ，本件氏子集団においてこれを利用して宗教的活動を行うことを容易にさせているものといわざるを得ず，一般人の目から見て，市が特定の宗教に対して特別の便益を提供し，これを援助していると評価されてもやむを得ないものである。前記事実関係等によれば，本件利用提供行為は，もともとは小学校敷地の拡張に協力した用地提供者に報いるという世俗的，公共的な目的から始まったもので，本件神社を特別に保護，援助するという目的によるものではなかったことが認められるものの，明らかな宗教的施設といわざるを得ない本件神社物件の性格，これに対し長期間にわたり継続的に便益を提供し続けていることなどの本件利用提供行為の具体的態様等にかんがみると，本件において，当初の動機，目的は上記評価を左右するものではない。